



平成 28 年 7 月 7 日

環境政策課

(内 2347)

## 平成27年度ダイオキシン類環境調査結果について

平成27年度ダイオキシン類環境基準監視調査の結果、河川1地点を除き、その他の地点は、環境基準を達成しました。

なお、河川1地点において、環境基準を超過した理由は、調査の結果、過去に使用された農薬由来であると推定されました。そのため、再調査並びに関係機関への情報提供等を行いました。

環境基準を超過した河川1地点については、平成28年度調査においても、継続して監視を実施することとしています。

### 1 平成27年度及び過去の調査結果の範囲

(単位 大気：pg-TEQ/m<sup>3</sup> 土壌・底質：pg-TEQ/g 水質：pg-TEQ/l)

調査対象		平成27年度調査結果	(参考)平成12～26年度	環境基準
大気		0.0049 ～ 0.024	0.0035 ～ 0.14	0.6 以下
水質	河川	0.054 ～ <b>2.8</b>	0.027 ～ 0.69	1 以下
	海域	0.052 ～ 0.062	0.018 ～ 0.49	
底質	河川	0.11 ～ 5.3	0.075 ～ 12	150 以下
	海域	0.13 ～ 2.9	0.075 ～ 22	
土壌		0.0030 ～ 0.43	0.0079 ～ 8.9	1,000 以下

### 2 環境基準監視調査結果

#### (1)大気 (単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

採取場所	調査結果			環境基準
	夏期	冬期	平均	
四国中央市	0.0068	0.0076	0.0072	0.6以下
新居浜市	0.0072	0.0095	0.0084	
西条市	0.0067	0.0088	0.0078	
今治市	0.0074	0.011	0.0092	
八幡浜市	0.0049	0.0075	0.0062	
宇和島市	0.0095	0.024	0.017	

(2) 水 質 (単位 : pg-TEQ/l)

種 類	採取場所	調査結果		環境基準値
		調査	平均	
河 川	大畑橋 (東温市)	0.054	0.054	1以下
	広江川 (西条市)	0.75*~ <u>2.8</u>	<u>1.8</u>	
	上灘川 (伊予市)	0.060	0.060	
海 域	東予海域ST-6	0.062	0.062	
	長浜海域ST-4	0.052	0.052	
	三瓶海域ST-3	0.053	0.053	

※再調査時の広江川の水源 (湧水) の結果は、0.057pg-TEQ/lであった。

(3) 底 質 (単位 : pg-TEQ/g)

種 類	採取場所	調査結果	環境基準値
河 川	大畑橋 (東温市)	0.11	150以下
	広江川 (西条市)	5.3	
	上灘川 (伊予市)	0.24	
海 域	東予海域ST-6	1.3	
	長浜海域ST-4	0.13	
	三瓶海域ST-3	2.9	

(4) 土 壤 (単位 : pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準値
四国中央市中之庄町	0.25	1,000以下
新居浜市船木	0.26	
西条市石田	0.014	
今治市立花町	0.0030	
東温市下林	0.43	
上浮穴郡久万高原町	0.18	

(備考) 各検体の採取年月日

大 気	夏 期 : 平成27年7月27日 ~ 平成27年8月26日 冬 期 : 平成28年1月5日 ~ 平成28年1月26日
水質及び底質	平成27年7月15日 ~ 平成27年8月17日
土 壤	平成27年10月5日 ~ 平成27年10月15日
再調査	平成27年11月24日

(参考)

### 1 調査対象及び調査地点数

調査対象	環境基準監視調査	
	調査地点数	検体数
大 気	6	12
水 質	河 川	4
	海 域	3
底 質	河 川	3
	海 域	3
土 壤	6	6
合 計	25	32

備考1 大気については年2回（夏・冬）、その他については年1回実施

### 2 ダイオキシン類濃度の単位について

○p g（ピコグラム）：1兆分の1グラムを表す単位

○TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値であることを示す

### 3 ダイオキシン類に係る環境基準について

媒 体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土 壤	1000 pg-TEQ/g以下

○大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

○土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

### 4 毒性等量算定の際、定量下限値未満の数値の取扱いについて

○大気、水質及び底質

定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、そのままの値を用い、検出下限値未満の数値は、検出下限値の1/2を用いて、各異性体の毒性等量を算出する。

○土 壤

定量下限値未満の数値は、ゼロとする。